

介護保険課認定審査担当からのお願い

1. 要介護認定申請書について

- (1) ケアマネジャーが申請する場合は、必ず本人、家族に申請する旨を説明してから申請してください。
- (2) 申請書は黒のボールペンで記入して、消せるボールペンや修正ペン等は使用しないでください。
- (3) 申請書の記入漏れや氏名、住所等の誤記入が多く見受けられます。介護保険被保険者証を見ながら申請書を記入してください。
- (4) 入院、入所等により住民票上の住所と異なる場所にいる場合は、現在の居所欄に記入してください。
- (5) ケアマネジャーが申請書を提出できる窓口は、市役所本庁舎の高齢者福祉課のみとなります。

2. 認定調査について

- (1) 認定調査は平日の昼間のみの実施となります。本人、家族が平日の昼間以外の調査を希望した場合は、希望に添えない旨を説明してください。
- (2) ケアマネジャーが調査に立ち会う場合は、本人、家族への連絡を含めて調査日の調整をお願いします。調査日等の連絡先欄にはケアマネジャーの氏名及び連絡先を記入してください。
- (3) 入退院、入退所、転居等により本人の居所に変更が生じる場合は、認定審査担当に連絡してください。

- (4) 透析やデイサービス利用等の毎週決まった予定がある場合は、本人の状況のその他欄に調査を受けられない曜日や理由を記入してください。
- (5) 調査中の質問は、本人に回答していただく必要があります。調査員がケアマネジャーに確認するまで答えないようにしてください。
- (6) 調査時に介護サービス等の利用状況やヘルパーの介助の様子を確認します。事前に確認をお願いします。
- (7) 本人に聞かれたくないことを調査員に伝える場合は、本人への聞き取りが終了してからお願いします。

3. 主治医意見書について

- (1) 介護保険の申請には、主治医が意見書を作成する必要があります。作成について、主治医と調整してから申請してください。
- (2) 医療機関によっては、【主治医意見書】作成のための質問票の提出がなければ主治医意見書の作成ができません。作成、提出について協力をお願いします。

4. その他要介護認定に関することについて

- (1) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の申請をする場合は、医療保険証の写しを添えて申請してください。
- (2) 申請中に入院、死亡等により申請を取り下げる場合は、事前に認定審査担当に連絡してください。
- (3) 希望する申請日が閉庁日の場合は、直近の開庁日に、高齢者福祉課の窓口でその旨を伝えて申請してください。

5. 要介護認定等の資料提供についての申出書（本人同意書）について

- (1) 申出書に記入漏れや氏名、住所等の誤記入が多く見受けられます。介護保険被保険者証を見ながら申請書を記入してください。
- (2) 押印には硬い材質の印鑑で朱肉を利用して鮮明に押印してください。ゴム印を利用することはできません。
- (3) 申出書の本人同意欄を代筆する場合は、代筆者氏名、関係、代筆の理由を記入してください。
- (4) 資料を渡す際に、本人確認を行っています。介護支援専門員証、事業所に所属していることがわかる書類の提示をお願いします。

6. 照会担当

- (1) 介護認定審査会進捗問い合わせ専用ダイヤル（電話：042-620-7471、受付時間午前9時から午後5時）を開設しています。被保険者番号、氏名を確認しますので、確認できるものを用意してから問い合わせてください。